

議第58号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道路線を変更したので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和5年6月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

老朽化した橋りょうの廃止に伴い変更しようとする。

市 道 路 線 変 更 調 書

整理 番号	路 線 名	新旧 の別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	(荘170) 牛丸そふ谷線	旧	高山市荘川町牛丸108番地1先から	
			高山市荘川町牛丸584番地2先まで	
		新	高山市荘川町牛丸108番地1先から	
			高山市荘川町牛丸116番地1先まで	

市道路線変更の路面延長及び幅員

(参考資料)

整理 番号	路 線 名	新旧 の別	延 長 (m)	幅 員 (m)
1	(庄170) 牛丸そふ谷線	旧	187.5	1.0 ~ 5.9
		新	97.8	2.4 ~ 5.9